

本竜王地区自治会合同会議(竜王1区～4区)

市民対話集会

日 時：平成24年7月12日（木）

午後7時から

会 場：竜王2区公会堂

次 第

開 会

1 当番区(竜王2区) 区長あいさつ

2 市長あいさつ

3 職員紹介

4 対 話 「自主防災組織の編成と当地区の連携について」

① 自主防災組織編制にあたり、区役員、組長、消防団、民生委員、PTA、日赤等の役割分担や班編成の模範例。

② 地震発生から指定避難場所に避難するまでに各家庭でなすべきこと、自主防災組織がなすべきことについて住民に周知する必要があると思われるが、2006年6月に配布した市民防災マニュアルの改訂、配布の予定は。

③ 東海、東南海、南海地震発生の際の被害想定は。

④ 富士山が噴火した場合、市の対応は。

⑤ 大地震発生の際、情報班は市からの情報や指示を住民に伝えることになるが、市からの連絡は誰に、どのような方法で来るのか。また、指定非難場所である竜王北中学校に前線本部を設置する予定は。

- ⑥ 一時避難場所や自宅に残っている人への食事の配布等の対応はどうすればよいか。
- ⑦ 崩壊した家に取り残された人の救助。地域での救出が困難な場合の適切な対応は。
- ⑧ 昼と夜とでの地震発生の対応の違い。

5 その他

閉会

市出席者名簿

市長 保坂 武

副市長 小宮山 俊彦

総務部長 加々美 英

消防防災対策室長 金丸 博

【事務局】

企画政策部長 土屋 哲夫

秘書政策課長 有泉 善人

秘書政策課 総合政策係

対話集会説明資料

(1) 自主防災組織を編成するに際し、区長を中心として区の役員、組長、消防団、民生児童委員、PTA、日赤奉仕団等をお願いして編成したいと考えておりますが、役割分担や班編成した模範例がありましたらご教示願いたい。

- ・別紙参考例のとおり

(2) 自主防災組織の編成のほかに、地震発生から指定避難場所に避難するまでに各家庭がなすべきこと、防災組織がなすべきこと等について、具体的に住民に周知する必要があると思いますが、2006年6月に甲斐市全戸配布した市民防災マニュアルを改定して配布する予定がありますか。

- ・地域防災計画概要版の印刷を行い配布いたします。

(3) 東海、東南海、南海地震が発生した場合、県と市は被害をどのくらいの被害が発生すると想定していますか。

市民防災マニュアルによれば、東海地震が発生した場合、甲斐市の建物の全壊は30棟と予想されているがその程度でしょうか。

- ・公表数値は、山梨県の発表する「被害想定調査報告書」に基づいています。

(4) 富士山が噴火した場合、市はどのような対策を考えておりますか。

- ・想定する火山被害について、噴石や降灰などの影響範囲に甲斐市は含まれていませんが、火山活動の情報収集、情報伝達を行う中で、住民に対する周知などの対策を行います。

(5) 大地震が発生した場合、情報班は市からの災害情報・指示などを住民に伝えることになるが、市からの連絡は誰に、どのような方法で連絡がくるのか、市の防災行政無線で伝達をするのかお聞きしたい、また、指定避難場所が竜王北中学校になっているが、市は被害発生時に前線本部を竜王北中学校に設置しますか。

- ・災害時の情報伝達手段は、防災行政無線、防災無線FAX、電話、無線、口頭伝達などの複数の方法からの確な情報提供を行います。

- ・自治会への伝達は、自治会長・防災委員さんを基本としています。
- ・災害時の対策本部は、甲斐市役所に設置することになり、避難場所を設置した場合は、避難所運営会議を設置し避難所の運営にあたります。

(6) 一時避難地や自家に残っている人の食事の配布等の対応はどうすればいいでしょうか。

- ・市民の皆様には、自助の取組みとして3日分の食料、飲料水の備蓄をお願いしています。
- ・一時避難地等への食料供給などは、自主防災組織での炊き出しなどで対応して頂きます。

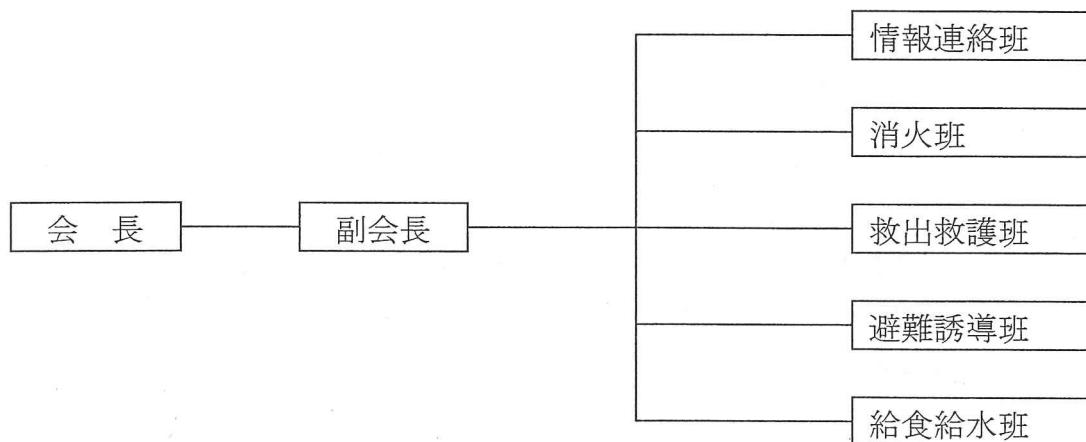
(7) もし、家が倒壊し、中に取り残された区民の救出は組や隣保の人達が救助に向かうが救助できない場合はどのような対応をとることが適切でしょうか。

- ・災害時では、地域の方々の救助活動が重要になりますが、2次災害などの危険が及び救助出来ない場合は、消防、警察などへ早期に被害情報提供を行い、救助隊の応援を求めることが適切であると考えております。

(8) 地震発生が昼と夜では対応が違ってくると考えますが（昼は人が少ない）

- ・日中は地域にいる市民に対応をお願いしますが、人が少なく女性の比率が高いため、女性が積極的に活動できる環境づくりが必要と考えております。

自主防災組織編成参考例



班名（責任者）	役割分担	担当者
情報連絡班 (区長・防災委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集、伝達方法の立案 ・情報収集と市等への報告 ・各世帯への広報 	区長 防災委員 組長
消防班 (消防団)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防の啓発 ・消防水利等の把握 ・初期消火の実施 	消防団員 各組消火班 各世帯
救出救護班 (消防団員、日赤奉仕団)	<ul style="list-style-type: none"> ・救出用資機材の整備 ・応急手当講習会の実施 ・負傷者などの搬送 	消防団員 日赤奉仕団 各組救助班
避難誘導班 (消防団、民生児童委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難対策地区、避難路の把握 ・避難者の誘導（組織的避難実施） ・災害時要援護者対策の避難誘導 	消防団員 組長 民生児童委員 地域支援者
給食給水班 (防災委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・各世帯への備蓄の徹底 ・炊き出しの実施 	愛育会 食生活改善推進員 各組給食班

- ※ 組単位に、消防班・救助班・給食班を定めて、役割を担っていきます。
- ※ 各自治会の状況により、体協・環境・育成会・P T A・ボランティア団体などが、いずれかの班を担当する体系も考えられます。